

一般社団法人 島根県理学療法士会定款

目 次

定 款

第1章	総 則	(第1条～第2条)
第2章	目的及び事業	(第3条～第4条)
第3章	会 員	(第5条～第11条)
第4章	総 会	(第12条～第19条)
第5章	役 員	(第20条～第26条)
第6章	理事会	(第27条～第31条)
第7章	財産及び会計	(第32条～第37条)
第8章	定款の変更及び解散	(第38条～第40条)
第9章	公告の方法	(第41条)
第10章	雑 則	(第42条)
第11章	附則	(第43条～第47条)

一般社団法人島根県理学療法士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人島根県理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の人格、倫理及び技能を研鑽し、もって県民の医療・保健及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理学療法技術の向上発展に関する事業
- (2) 理学療法を通じて、社会福祉の増進に資する事業
- (3) 学術及び技能に関する学会、研修会、研究会等の開催に関する事業
- (4) 地域保健医療に関する協力事業
- (5) 医療関係団体との連携を通じた学術知識の向上に関する事業
- (6) 会誌、刊行物の発行
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 島根県内に在職又は在住し、この法人の目的に賛同した理学療法士（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137）第3条の規定による理学療法士の免許を有する者）
- (2) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得たもの

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金と会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める額の入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 正会員及び名誉会員において、理学療法士の免許を取り消されたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 資格を喪失した会員が既納した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって「法人法」上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表・損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対し発する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権の数及び議決権の代理行使)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を当法人に提出し、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、会長、正会員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

理事 9名以上15名以内

監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって「法人法」上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の議決によって理事の中から選任する。

3 副会長は、会長が推薦し理事会の承認を得る。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の議決を経て、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「法人法」第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決定を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(財産の構成)

第35条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 この法人の財産は理事会が管理し、その方法は、理事会が別に定める。

(剰余金の分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第41条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑則

(委任)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 43 条 この法人の最初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 44 条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 佐々木一郎
設立時理事 内田 賢
設立時理事 太田 真英
設立時理事 木村 昌実
設立時理事 戸山 香寿美
設立時理事 吉岡 健太郎
設立時理事 井上 隆之
設立時理事 安食 克志
設立時理事 種田 真吾
設立時代表理事 佐々木一郎
設立時監事 岩田 章史
設立時監事 田中 美能留

(設立時社員の氏名及び住所)

第 45 条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

1. 住所

氏名 佐々木一郎

2. 住所

氏名 内田 賢

3. 住所

氏名 太田 真英

4. 住所

氏名 木村 昌実

5. 住所

氏名 戸山 香寿美

6. 住所

氏名 吉岡 健太郎

7. 住所

氏名 井上 隆之

8. 住所

氏名 安食 克志

9. 住所

氏名 種田 真吾

(入会申込及び入会金の特則)

第 46 条 この法人の設立の時、現に任意団体島根県理学療法士会の正会員であるもので、引き続き本会の正会員となろうとするものは、任意団体島根県理学療法士会の解散後、第 6 条、第 7 条の規定にかかわらず、入会申込書の提出及び入会金を要せず、この法人の正会員とする。

(法令の準拠)

第 47 条 この定款に定めのない事項は、すべて「法人法」その他の法令に従う。

以上、一般社団法人島根県理学療法士会設立のため、本定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

平成 23 年 7 月 26 日

設立時社員 佐々木一郎

設立時社員 内田 賢

設立時社員 太田 真英

設立時社員 木村 昌実

設立時社員 戸山 香寿美

設立時社員 吉岡 健太郎

設立時社員 井上 隆之

設立時社員 安食 克志

設立時社員 種田 真吾

附 則

1 この定款は、平成 29 年 6 月 11 日より一部改正により施行する。